

＜肝臓＞臓器提供者（ドナー）適応基準（案）

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。
 - (1) 全身性の活動性感染症
 - (2) H I V抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原などが陽性
 - (3) クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
 - (4) 悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）

2. 以下の疾患又は状態を伴う場合は、慎重に適応を決定する。
 - (1) 病理組織学的な肝臓の異常
 - (2) 生化学的肝機能検査の異常
 - (3) 1週間以内の腹部、消化管手術及び細菌感染を伴う腹部外傷
 - (4) 胆道系手術の既往
 - ~~(5) 重度糖尿病~~
 - ~~(6) 過度の肥満~~
 - ~~(7) 重度の熱傷~~
 - (5) 長期の低酸素状態
 - (6) 高度の高血圧又は長期の低血圧
 - (7) HCV抗体陽性
 - (8) HBc抗体陽性
 - (9) 先天性の代謝性肝疾患の保有の可能性のある者
 - (10) 重度糖尿病、過度の肥満、重症熱傷、その他の重度の全身性疾患

備考) 摘出されたドナー肝については、移植前に肉眼的、組織学的に観察し、最終的に適応を検討することが望ましい(移植担当医の判断に委ねる)。

付記 上記の基準は適宜見直されること。